

地方公務員制度の概要

基本

地方公務員法により地方公務員制度の基本を定める。

- ① 地方公務員法は、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営等を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。
- ② 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める（日本国憲法第92条）とされており、地方公務員制度に関する基本法として地方公務員法が定められている。
- ③ 地方公務員法は、特別職（地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、副知事、副市町村長等）には適用されず、一般職に適用される。

制度概要（一般職）

1 任用（採用、昇任等）

- ① 職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（成績主義の原則）
- ② 職員の採用及び昇任は、競争試験によることが原則
（人事委員会を置かない地方公共団体においては、競争試験又は選考）

2 給与

- ① 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない（職務給の原則）
- ② 職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、地方公共団体の条例で具体的に規定
- ③ 人事委員会は、給与改定を地方公共団体の議会及び長に勧告することができる

3 身分保障

職員は、地方公務員法で定める事由（勤務実績不良、心身故障による職務遂行困難等）による場合以外は、職員本人の意に反して、降任又は免職されることはない。また、地方公務員法で定める事由（心身故障による長期休養等）又は条例で定める事由による場合以外は、職員本人の意に反して休職されることはない。

※ 職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性・安定性を確保。身分保障を前提とした上で、公務能率を維持するために一定の事由に該当する場合には、職員の意に反する降任、休職、免職を可能としている。

4 定年

原則 60 歳（一部例外：医師 65 歳など）

※ 国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める

5 服務

地方公務員は、全体の奉仕者であることから、次のような服務上の強い制約が課せられている。

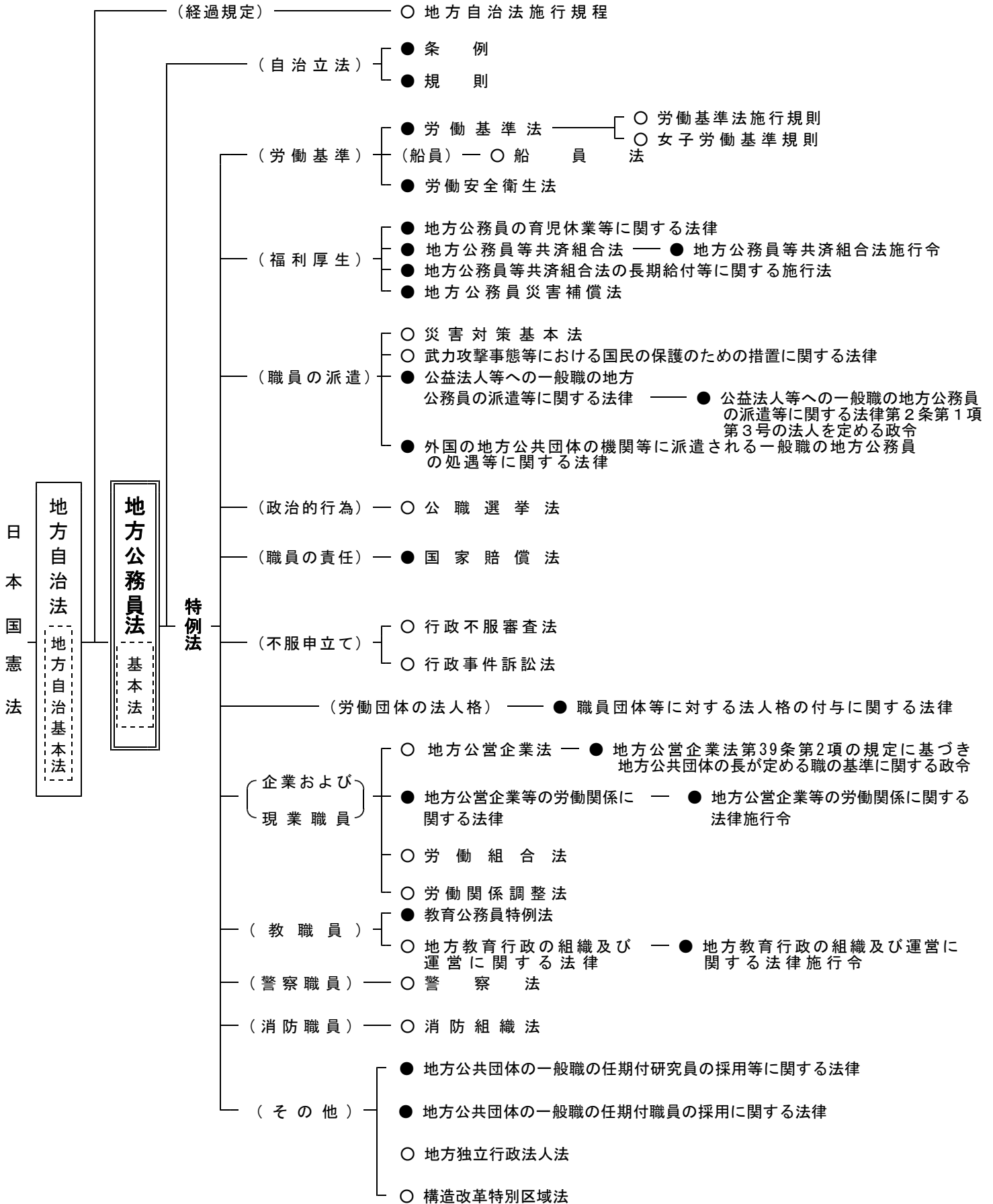
①法令及び上司の命令に従う義務、②職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務）、③政治的行為の制限、④争議行為の禁止など。

6 懲戒

職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）をすることができる。

- ① 地方公務員法もしくは同法第 57 条に基づく特例法又はこれに基づく条例等に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合

地方公務員制度の法体系の概要



●印はその法令の全部または大部分が地方公務員制度を形成しているものを示す。
○印はその一部分が関係しているものを示す。